

電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案
(鉄塔等提供事業に対する認定制度の創設に伴う規定の整備)等に対する意見及び意見に対する考え方

■ 意見募集期間：令和8年2月21日(土)から同年3月23日(月)まで

■ 案件番号：145210660

<1. 諮問事項に係る意見>

■ 意見提出数：意見提出無し

<2. 諮問事項ではないものに係る意見>

■ 意見提出数：3件(法人・団体：1件、個人：2件)

※意見提出数は、意見提出者数としています。

■ 意見提出者：次のとおり

受付	意見提出者
1	個人A
2	個人B
3	株式会社JTOWER

意見	考え方(案)	案の修正
<p>● 意見1(鉄塔等の範囲についての意見) 改正後電気通信事業法施行規則第54条の2は、第2号でH柱及び人形柱を除くとしながら第3号でこれをまた掲げており、冗長である。 したがって、同条第2号括弧書及び第3号を削るべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人A】</p>	<p>(意見1に対する考え方) 御指摘の規定については、別途意見募集に付している「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案」(以下「整備政令案」という。)のうち電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)第8条第2項及び別表第2において、H柱及び人形柱とそれら以外の木柱では、土地の所有者に与える影響が異なることに着目して、裁定時の対価の額の基準として異なる額の基準を適用することとしており、整備政令案と同時に意見募集に付している「電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の一部を改正する省令案」のうち電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第54条の2第3項及び第4項において、御指摘の第2号と第3号とを区別して引用する必要があることから、別に規定することとしているものです。</p>	無
<p>● 意見2(鉄塔等提供事業の認定制度についての意見) 原案には反対であり、広告塔の類については対象から除外するか、軽はずみに公益事業者特権を使用できないようにすべきである。</p> <p>というのも、シェアリング事業者の鉄塔等を利用するか否かは通信キャリアの判断にゆだねられるから、通信キャリアが一切利用しない、いわゆる「ぼうず」状態の鉄塔等が存在することもありえるのである。しかも、デジタルサイネージが搭載可能な「木柱、コンクリート柱、鉄柱、支線又は支柱」の類は、ほとんどの場合ピコセルやドナーアンテナ程度であれば搭載可能な強度を有しているし、電力もサイネージ用に取り付けた受電設備から供給可能である。</p> <p>上記を総合すれば、名目上キャリアのピコセルやドナーアンテナを取り付けるスペースを申し訳程度に開けておけば、事実上、街中にポールを自ら設置するすべての広告業者が「我こそは公益事業者なるぞ」「キャリアがウチの広告ポールを借りたいといえはいつでも貸すぞ、借りてないのはキャリアの都合だ」などと称して、公益事業特権を振りかざすことができる道を開くこととなるのである。今までは「あなたのお宅の庭先にエロ画像が流れるデジタルサイネージを置かせてください」と言われても「何言ってんだこいつ」と追い返せばよかったが、これからは公益事業特権を振りかざされて、協議に駆り出されるのである。市民は、「何言ってんだこいつ」で終了したいのである。共働き世帯が増えている昨今、何が悲しくて自宅の庭先からエロ画像を流したいというアホのために協議に駆り出されなければならないのか。認定電気通信事業者の認定が取り消されるとか、エロ画像を流した瞬間デジタルサイネージを撤去しなければならないとか、そういう「置いた後」の事後罰を設ける方向性ではダメである。なんとしても「事前に」「土地所有者・権原者が何もせずとも」認可を下ろさない仕組みが重要である。</p> <p>そこで、鉄塔等提供事業者が総務大臣への裁定申請を行った際は、総務大臣はその地の景観条例、青少</p>	<p>(意見2に対する考え方) 鉄塔等提供事業に対する認定制度は、鉄塔等を利用する電気通信事業が確実かつ安定的に提供されることが担保される鉄塔等提供事業について公益事業特権を付与することを目的として導入するものです。</p> <p>そのため、鉄塔等提供事業の認定を受けようとする者は、申請の際に、鉄塔等提供役務の提供の相手方の名称等を記載するとともに、相手方との契約書の写しを添付しなければならないとしており(電気通信事業法第143条の2第3項第5号及び同条第4項第2号)、電気通信事業者が一切利用することが想定されない鉄塔等を設置するだけでは、総務大臣の認定を受けることができないこととなっております。</p> <p>また、鉄塔等提供事業の認定を受けようとする者が申請の際に提出する鉄塔等提供業務規程には、本省令案のうち電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号)第54条の3第5項第2号口のとおり、関係法令等の遵守に関することを記載させることとしております。</p> <p>総務省としては、これらの規定を適切に運用することにより、鉄塔等提供業務の適正かつ確実な実施の確保に努めていく考えです。</p>	無

<p>年健全育成条例等他の法令に反しないことを確認してからでなければ、土地所有者・権限者を協議に呼んではいけないようにするよう仕組みを整えるべきであるし、鉄塔等提供事業者が総務大臣への裁定申請を行う際に、その地の景観条例、青少年健全育成条例等他の法令に反している申請図書を提出した場合は、その申請行為に対しなんらかの罰則をもって臨むような制度…言い換えれば、広告業者がガチの法務チェックを行った後でなければ申請することをためらうような方向性の制度とするにすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人B】</p>		
<p>● 意見3(全般)</p> <p>まず、総務省殿には、インフラシェアリング事業の環境整備として、「鉄塔等提供事業の認定等」について制度整備を頂く等、日々、通信市場の細部にまで目を向けて頂き有難く思います。この場をお借りして御礼申し上げます。</p> <p>「電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令案(鉄塔等提供事業に対する認定制度の創設に伴う規定の整備)」(以下、「本省令案」とする。)に賛同いたします。</p> <p>本省令案によって、インフラシェアリング事業への公益事業特権の付与に係る制度運用が開始され、通信インフラの効率的、かつ持続的な整備、ならびに維持の実現に資することを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社JTOWER】</p>	<p>(意見3に対する考え方)</p> <p>本省令案に対する賛同のご意見として承ります。</p>	<p>無</p>

(以上)